令和２年度　〔商店街等エリア魅力向上モデル事業〕 実施エリア応募要領

**※本公募は、大阪府議会での令和2年度予算の成立を前提とするものです。**

**このため、今後、内容等が変更になることがありますので、予めご了承ください。**

**１　事業目的**

商店街等では、商店主の高齢化や後継者不足などにより空き店舗が増加傾向にありますが、商店街等組織においては、担い手不足などから、その対策を十分に実施できていないところも多くあります。

今後の商店街等の活性化には、商店街等の店主だけでなく、その周辺の店主、若者等創業希望者、まちに貢献したいといった志ある不動産オーナー及び新たなコンテンツを創出できるまちづくり人材等の様々なプレイヤーとともに、商店街等を中心としたエリアの魅力向上に取り組む視点が重要です。

本事業は、**「エリアの新陳代謝の促進により商店街等の活性化をめざす」**新たな視点に立ち、市町村とともに商店街等を中心としたエリアの魅力を高める集客力ある新規個店集積のモデル事例の創出を図ることを目的に実施するものです。

このたび、本事業の趣旨に賛同し、商店街等を中心としたエリアの活性化に意欲的に取り組む市町村を募集します。

（注）商店街等、商店街等組織とは、それぞれ以下に該当するものをいいます。

＜商店街等＞

・商店街その他の商業の集積等（共同店舗・テナントビル等※）

※共同店舗、テナントビル等については、小売業等を営む者の店舗等が主体となっているものであって、構成する店舗の多くが中小企業者であることが必要です。

＜商店街等組織＞

・商店街等を構成する団体のうち、商店街振興組合、事業協同組合等の法人格を有する商店街等組織

・商店街等を構成する団体のうち、法人化されていない任意の商店街等組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者

**２　実施箇所（支援対象）**

○府内２市町村（活性化をめざすエリアを市町村が設定）

※エリア設定は、必ず商店街等を含むエリアとしてください。

**※エリア･･･**商店街等を中心とした徒歩約５分圏内（半径200ｍ）を想定。なお、範囲については、

エリアの実情に応じて設定可。

**〔エリアの設定例〕**

〔例１〕　　　　　　　　　〔例２〕　　　　　　　　　 〔例３〕

エリア

エリア

エリア

商店街等

商店街等①

商店街等

商店街等②　　　　商店街等③

**－１－**

**３　事業概要**

　〇　様々なプレイヤーが参画したエリア会議を組成・運営し、「エリア魅力向上プラン(※)　を策定する。

○　エリアの活性化に協力的な不動産オーナーを掘り起こし、若者等創業希望者とのマッチングを図ることにより、魅力ある個店の出店を促進する。

○　新規出店者をはじめ様々なプレイヤーが積極的にまちづくり活動に参加することにより、エリアの新陳代謝が持続的に起こる環境づくりを促進する。

**〔実施主体〕**

**大阪府から委託を受けた事業者**

* 公募型プロポーザル方式により選定（令和2年4月末までに選定予定）

**〔事業内容〕**

**①「エリア会議」の組成・運営**

* 本事業の受託者、市町村、商店街等組織、商工会・商工会議所、地域のＮＰＯ法人等により、本事業の実施母体となる「エリア会議」を設置。「エリア会議」は事業の進捗管理を担う。

**②「エリア魅力向上プラン」の策定**

* エリア内の空き店舗等の現況や、当該地域に求められる店舗等に関する調査・分析を実施し、その結果に基づいて、「エリア魅力向上プラン」を策定する。

**③新規出店促進・まちづくり活動の活性化**

* 空き店舗等の賃貸に協力的な不動産オーナーと若者や女性等の創業希望者を発掘し、交流会等を通じてマッチングを行う。
* 不動産オーナーとの交渉など、創業希望者に出店に向けたサポートを実施し、エリア内での魅力ある新たな出店を促進する。
* 新規出店者をはじめ、まちづくり人材など多様なプレイヤーを発掘し、地域活性化をめざすイベントの自主開催等を支援する。

**※エリア魅力向上プラン･･･**空き店舗等の現況と併せて、どのような店舗が出店すれば、地域の魅力向上につながるか、地域住民に求められる店舗や機能は何なのか、また、地域の継続的な賑わいづくりをめざす方策等を取りまとめたもの

**〔事業実施期間〕**

　 令和2年4月下旬～令和3年3月31日

**空き店舗等の**

**不動産オーナー**

**若者等創業希望者**

**商店街等を中心としたエリア**

**まちづくり人材**

地域イベントの開催

マッチング

新規出店

地域イベント協力等

遊休不動産の提供

**受託事業者**

**市町村・商店街等**

実行

○エリア会議の運営

○空き店舗等の現況や、エリアに求め

られる店舗等に関する調査・分析

○エリア魅力向上プランの企画提案

○セミナー開催等を通じて、不動産オーナー、若者等創業希望者、まちづくり人材を発掘

○発掘した人材同士を交流会開催等を通じてマッチング。出店サポート

○人材発掘や取組状況の情報発信

○結果の検証と課題整理

**受託事業者の役割**

○エリア会議のメンバー候補を選定し、事業者とともに会議を運営

○事業者の企画提案等を受け、「エリア魅力向上プラン」を共に作成

○不動産オーナー、若者等創業希望者、まちづくり人材の発掘、セミナーや交流会の開催等に協力

○翌年度以降、主体的に継続した取組みを実施し、その成果を報告

**市町村・商店街等の役割**

**《事業イメージ》**

**－２－**

**４　事業全体の流れ**

**魅力ある個店が増加！　若者等の担い手創出！　既存店の意識改革！**

申請

決定

**委託**

**エリア会議の組成・運営**

市町村

商店街等組織

受託事業者

**事務局**

　不動産オーナー、地域住民・団体、創業等の支援機関　等

**参画**

受託事業者

〔成果指標〕

受託事業者：不動産ｵｰﾅｰと新規出店者をマッチング（各エリア５件）

市町村・商店街等：翌年度における取り組みの継続、エリア内の通行量の増加、

新規出店（３店舗）、まちづくり団体（１団体）の創出

**商店街等を中心としたエリア**

**エリア内調査・分析**

　・空き店舗等の現況

　・地域に求められる店舗 等

**専門家等助言**

『エリア魅力向上プラン』　策定

**実行**

**若者等創業希望者**

**まちづくり人材**

**不動産オーナー**

**不動産オーナー**

**若者等創業希望者**

**商店街等組織など**

**まちづくり活動**

**まちづくり人材**

※マルシェ、魅力発見ツアーなど

**新規出店　マッチング**

**人材発掘セミナー開催**

**出店サポート**

**自主開催フォロー**

市町村

商店街等を中心

としたエリア設定

※交流会・チャレンジ出店など

**－３－**

**５　必要書類**

　○応募申請書（様式第１号）

○市町村が指定した商店街等を含めた事業実施エリアの概要書（様式第２号）

○補足説明資料（必要に応じて提出してください。様式は自由。サイズはＡ４版。）

※補足説明資料には、エリアの現状や課題等の具体的内容や、その他アピールポイントを記載してください。

**６　申請方法及び提出締切**

○申請方法：必要書類を郵送又は逓送便により、下記提出先に提出してください。

持参は不可とします。

○提出締切：令和2年3月12日（木）**〔必着〕**

**７　スケジュール（予定）**

　令和2年3月12日（木）　　申請書類提出締切

　令和2年3月下旬（予定）　 実施市町村の決定

令和2年4月下旬（予定）　 事業開始

　令和3年3月31日（水）　　事業終了

**８　選考方法・基準**

〔選考方法〕

選考にあたっては、申請書類に基づき、商店街等を含むエリアの状況等について、下記項目に従い、有識者（学識経験者・商業専門家等）から意見を聴取し、その結果を基に大阪府が施策効果などを総合的に判断して実施する市町村を決定します。

また、必要に応じて、ヒアリングを実施する場合もあります。

〔選考基準〕

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 選考の視点 |
| 事業理解度 | 本事業の目的及び内容について十分に理解しているか。 |
| 実施意欲 | 具体的な目標設定のもと、効果的な実施が見込めるかどうか。  エリアの活性化について、市町村及び商業者の意欲があるか。 |
| エリア適性 | 商店街等を含めたエリアの状況からみて、本事業の実施に適しているか。  本事業を通じて、エリアの魅力を高める要素があるか。 |
| 継続性 | 事業終了後も継続的なエリアの活性化に向けた取組みが期待できるか。  将来的に他のエリアへの波及・展開が期待できるか。 |
| 実施体制 | 商業担当課の他、必要に応じて、他部局との連携が期待できるか。  商工会・商工会議所、地域団体等の協力が得られているか。 |

選考結果については、令和2年3月下旬に書面にて通知のうえ、府ウェブページに掲載します。なお、選考内容に関する問い合わせには応じられませんので、ご了承ください。

**９　応募にあたっての留意点**

※事業実施にあたっては、商店街等と協議の上、必ず同意を得てください。

※市町村は、事業終了後から３年間は各年度における商店街等の通行量に加え、エリア内の空き店舗及び空き家数の増減、その他エリア会議で定めた独自指標に対する達成状況を大阪府に報告する必要があります。

※平成３０年度及び令和元年度に本事業の実施エリアとなった商店街等を含むエリアでの応募はできません。

**《お問い合わせ・書類提出先》**

　大阪府 商工労働部 中小企業支援室 商業・サービス産業課 商業振興グループ

　　〒５５９－８５５５

　　　大阪市住之江区南港北１－１４－１６　大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）２５階

　　　電　話：０６－６２１０－９４９６（直通） E-mail：[shogyo@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:shogyo@gbox.pref.osaka.lg.jp)

**－４－**

**新規出店を促進**

**まちづくり活動の活性化**

※交流会、チャレンジ出店など